

部会に属すべき委員及び専門委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第二条第二項の規定に基づき、部会に属すべき専門委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

記

○平成 31 年 3 月 19 日付

人口・社会統計部会

（賃金構造基本統計調査関係）

専門委員 川口 大司（東京大学大学院経済学研究科教授） [※任期：31.10.13 まで]

○平成 31 年 4 月 1 日付

産業統計部会

（経済産業省生産動態統計調査関係）

委員 宮川 努（学習院大学経済学部教授）